

2020年3月11日首相令（概要）

第1条 伊全土における新型コロナウイルス抑制のための緊急対策

新型コロナウイルスの拡散抑止のため、国土全域に以下の対策を講じる。

- 1) 別添1に示される食料品、生活必需品の販売活動を除き、小売店の商業活動を休止する。食料品店、生活必需品販売店は、小規模、中規模、大規模及び商業ショッピングモール内の店舗でも、店内で食料品／生活必需品のみにアクセスできるという条件で営業を認められる。店舗の種類とは関係なく、食料品のみを販売する店舗を除き、市場の営業禁止。新聞・雑誌販売店、たばこ販売店、薬局及びドラッグストアは営業する。いずれの場合も、対人間隔1メートルを確保すること。
- 2) 契約に基づいた継続的な食堂サービスやケータリングで対人距離1メートルを確保できるものを除き、レストランサービス（喫茶店、パブ、レストラン、ジェラート店、菓子店）は休業する。保健衛生の規定を遵守する限り、宅配の食事サービスは可能。道路及び高速道路網沿いのサービスエリア及びガソリンスタンド内、駅構内、空港内、病院内の飲食サービスも、対人距離1メートルを確保する限り営業可能。
- 3) 別添2で指定された業種以外の、人を相手とするサービス業（理美容室・エステ店等）は休止する。
- 4) 保健衛生の規則を守る限り、銀行・金融・保険サービス及び農業・畜産業・農産品加工業及びこれらの業者に物品・サービスを提供する流通業の継続は保証されている。
- 5) 2020年2月23日緊急政令第6号第3条2項が定める通り、州知事は州知事令をもって、新型コロナウイルスの感染拡大を抑止するために必要な保健上の措置に関連し、実際のニーズに基づき、かつ、最小限のサービスを確保する目的で、地方公共交通機関運営会社による公共交通機関サービスの縮小・中止計画を課することができる。また、インフラ・運輸省は同様の趣旨で、州をまたぐバス、鉄道、空路、海路のサービスの縮小・中止計画を課することができる。
- 6) 省略
- 7) 製造業及び専門性の高い業務は、以下を推奨する
 - a) テレワーク（在宅勤務及び遠隔勤務）
 - b) 休暇の取得
 - c) 企業内の生産部門に必須でない部門は活動中止
 - d) 感染防止策を講じ、1メートルの対人距離を確保出来ない場合は個人防護用具を着用
 - e) 職場の衛生管理作業を推奨
- 8) 製造業に関し、敷地内の移動や共有スペースへのアクセスの制限
- 9) 省略
- 10) 休止しない経済活動については、最大限在宅勤務制度を促進する

第2条 最終規定

1

本政令の規定は2020年3月12日より発効し、3月25日まで効力を有する。

2

本政令の第1条と両立しない2020年3月8日首相令及び9日首相令の規定は、本政令の発効をもって効力を失う。

3

本政令の規定は特別州及びトレント自治県及びボルツァーノ自治県に、それぞれの州/県法と両立する限り、適用される。

2020年3月11日 ローマ

コンテ首相 (署名)

スペランツァ保健相 (署名)

別添1

大規模スーパー

スーパー

食料ディスカウント店

食料販売小規模店

冷凍食品小売業

コンピューター・周辺機器小売業

食料, 飲料, たばこ小売業

ガソリン販売業

金具, 電気製品等小売業

衛生・保健用品小売業

照明器具小売業

新聞・雑誌等小売業

薬局

整形外科用品販売業

化粧品, 個人衛生用品小売業

ペット小売業

眼鏡・写真用品小売業

家庭用燃料・暖房用燃料小売業

石鹼, 洗剤等小売業

ネット通販

テレビ通販

ラジオ, 電話等小売業

自動販売機

別添2

個人用クリーニング店

産業用クリーニング業

その他クリーニング業

葬祭業及び関連活動